

新しいごみ処理施設整備に伴う協定の締結について

東海市と知多市は、平成26年2月12日に締結した協定書に基づき、一部事務組合西知多医療厚生組合（以下「組合」という。）が建設を進めているごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設（以下「ごみ処理施設」という。）の完成後の維持管理について、事業主体、経費負担割合などの基本事項に合意し、平成29年12月26日に協定を締結した。

協定の内容は次のとおりである。

1 事業主体

両市は、ごみ処理施設の維持管理事務及びこれに附帯する事務（以下「維持管理事務」という）を組合に処理させる。

組合は、既にごみ処理施設の建設の事業主体として、その事務を処理している。

今年度策定中の「ごみ処理施設整備基本計画」の中では、施設整備の事業方式として公設民営（DBO）方式が検討されており、今後、施設の設計・建設・運営を一括して発注する方法で進めていくことになるため、施設完成後の維持管理事務についても事業主体として位置づけるものである。

2 経費負担割合

経費負担割合は、ごみの搬入量割とするが、ごみ処理施設の稼働開始年度は、前年の搬入量が存在しないため、人口割とし、前年度の10月1日現在の住民基本台帳人口の割合で負担する。

3 その他の基本事項

- (1) 組合での維持管理事務の開始時期は、両市及び組合が別途協議して決定する。
- (2) 組合規約及び組合条例等を改正する。
- (3) ごみ処理施設に係る用地は、当分の間、知多市が組合に無償で貸与する。
- (4) ごみ処理施設から発生する最終生成物は、原則、資源化するものとし、資源化の処理を行わせることが困難な場合には、組合に両市の所有する最終処分場等を活用させ、埋立処分を行わせる。